

森林整備課所管分「積算基準類の改訂について（森林整備）」

1. 適用歩掛表について

令和8年4月1日以降の取り扱いについて

図 書 名	備 考
令和7年版 治山林道必携(積算・施工編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和7年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和7年度 設計標準歩掛表(一般共通編)	山口県(土木建築部)
令和7年度 設計標準歩掛表(業務編)	山口県(土木建築部)
治山事業の手引き(設計施工編)(注1)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
林道事業設計積算基準(注2)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
設計積算資料(森林土木関係)(注3)	※山口県農林水産部農村整備課のホームページ

「令和7年版 治山林道必携(積算・施工編)」については一部、令和8年4月1日改正版を適用しています。適用箇所は別紙1を参照。

令和7年版 治山林道必携(積算・施工編)

別紙1 森林整備保全事業設計積算要領の制定について

注) 別紙以外の国(林野庁)の令和8年度改正内容(歩掛等)については、一部を除き、例年どおり10月改訂を予定しています。

林野庁HP(積算基準関係)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

※令和7年版 治山林道必携(積算・施工編)については、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 試行実施要領」等の関係通知を用いて、森林整備保全事業積算要領等による積上げ方式と組み合わせた積算を適用しています。

※その他の適用については、「設計積算資料(森林土木関係)」に記載しています。

※注1、注2、注3については、以下の場所で公表しています。

発注時期での最新版を適用しています。

注1、2：岩国、周南、山口、美祢、萩の5農林水産事務所及び下関農林事務所

注3：山口県農林水産部農村整備課のホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17500/index/>)

別紙1 森林整備保全事業設計積算要領の制定について

改 正 後	現 行																
<p>第6 請負工事費の積算基準 (略)</p> <p>1 請負工事費の積算 (1) (略) (2) (略) (3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率(Gp)</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13%</u></td> <td>(注)1一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 一般管理費等率算定式</p> $Gp = -5.21826 \cdot \log(Cp) + 60.08343$ <p>ただし、Gp: 一般管理費等率(%) Cp: 工事原価(単位:円) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2 (略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>25.13%</u>	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>	<p>第6 請負工事費の積算基準 (略)</p> <p>1 請負工事費の積算 (1) (略) (2) (略) (3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率(Gp)</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td>(注)1一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 一般管理費等率算定式</p> $Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$ <p>ただし、Gp: 一般管理費等率(%) Cp: 工事原価(単位:円) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2 (略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>														
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注)1一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>														